



解体工事施工時及び 廃棄物処理時の注意事項



【解体工事業の登録】

解体工事を請け負うには、解体工事業の登録が必要です。
(無登録で請け負うと**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**)

【解体工事前の届出】

床面積80㎡以上の建築物等を解体する場合は、工事着手の**7日前まで**に届出が必要です。

【解体工事の方法】

分別して解体・管理・搬送が必要です。

○ 解体工事の手順



足場、養生の設置



内装材の取り外し
(原則、手壊し)



屋根ふき材の取り外し
(原則、手壊し)



外装材、上部構造
部分の取り壊し



基礎の取り壊し



整地、清掃

○ 重機を使って建物を一気に解体する **ミンチ解体は禁止** です。
(違反すると、**50万円以下の罰金**)

○ 分別して管理・搬送

木材

コンクリート

アスファルト

紙

繊維

鉄

ガラス

陶器

プラスチック

など

○ 解体工事で発生した木材、アスファルト、コンクリートは**再資源化**しなければなりません。

【残置物】

家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、処分しておく必要があります。

【アスベスト】

アスベストを含む建物を解体する際は、多くの人々の健康を害するおそれがあるため、アスベストの飛散防止対策や除去作業が必要です。

解体工事により生じた廃棄物の処理については、別紙「解体工事に伴う廃棄物の処理業者のみなさまへ」をご覧ください、適切に処理するようにしてください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反すると、**重い罰則**があります。

罰則の一例

- × 無許可営業
- × 不法投棄
(現場に埋めることを含む)
- × 不法焼却
- × 名義貸し



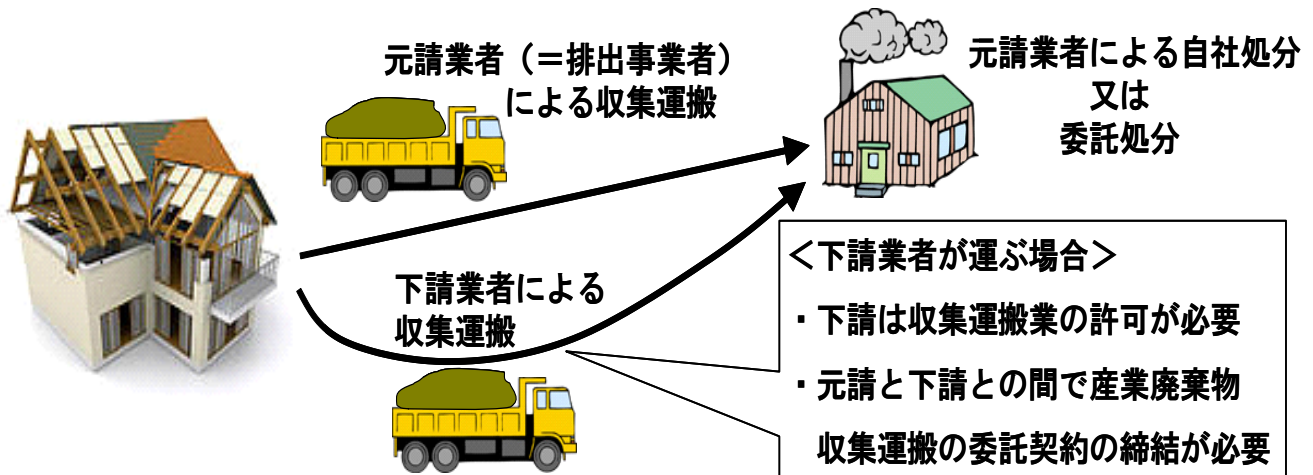
5年以下の懲役若しくは
1,000万円以下の罰金又
はこの併科

解体工事に伴う 廃棄物の処理業者のみなさまへ

1 解体工事に伴う廃棄物の処理責任

廃棄物処理法では、建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った元請業者が排出事業者となります。

- 元請業者は、建設工事に伴い生じる廃棄物について、自らが適正に処理を行うか、委託基準に従って適正に処理を委託しなければなりません。
- 下請業者は、産業廃棄物処理業の許可が必要で、元請業者との契約がなければ廃棄物の運搬又は処分を行うことができません。



～ 下請業者が廃棄物を不適正に処理した場合 ～

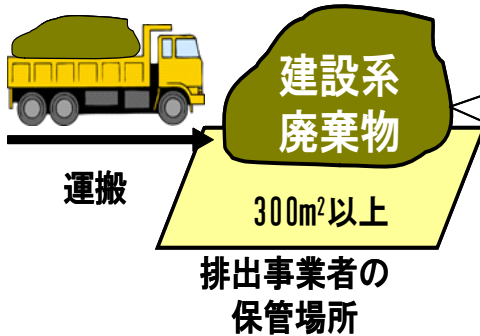
下請業者だけでなく、元請業者も責任を問われ、廃棄物の撤去等の措置を命じられることがあります。元請業者が責任をもって処理方法等を把握し、適正な価格で処理を委託してください。

2 排出事業場外での自社保管の事前届出制

廃棄物が運搬又は処分されるまでの間は、保管基準に従い、生活環境に配慮して保管してください。また、排出事業者が廃棄物を排出事業場外で保管する場合（保管場所の面積が300m²以上の場合に限ります。）は、事前の届出が必要です。



建設工事現場



産業廃棄物処理基準適用

- ・ 周囲に囲いを設置
- ・ 飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止
- ・ 高さ制限 (50%勾配面を超えない)
- ・ ねずみ、害虫の発生の防止 など

なお、愛知県では、面積100m²以上の屋外の場所で建設系廃棄物又は廃タイヤを保管しようとする事業者に、条例による届出を義務づけています。



3 マニフェスト制度の運用

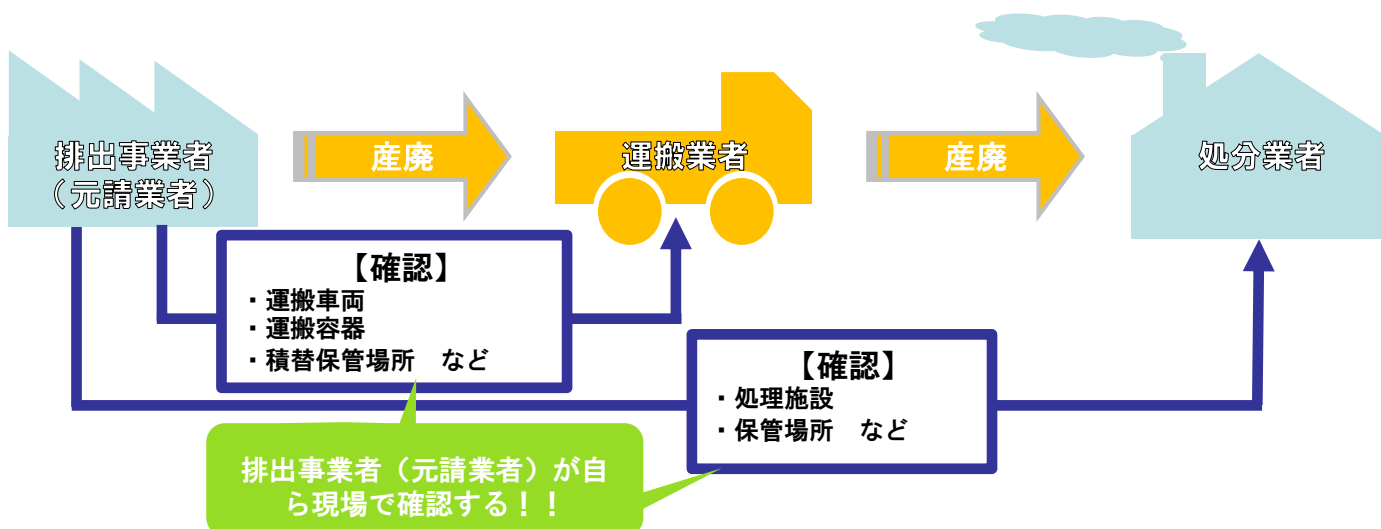
排出事業者は、産業廃棄物の引き渡し時にマニフェストを交付し、廃棄物が適正に処理されたことを最後まで確認する必要があります。

排出事業者は、収集運搬業者や処分業者からマニフェストの写しを受け取り、**適正に処理が行われたことを確認するとともに、マニフェストを5年間保存**しなければなりません。

4 処理の委託先の確認

排出事業者は、廃棄物の処理（運搬及び処分）を委託するときは、委託する産業廃棄物を処理する能力を委託先の処理業者が備えていること等を現場で確認しなければなりません。また、廃棄物の処理を委託したときは、委託した産業廃棄物の処理の状況等を現場で確認しなければなりません。

さらに、確認した事項を記録した書類を5年間保存するとともに、万一、不適正に処理されていることを知った場合は、知事に届出をしなければなりません。



お問い合わせ先

解体工事業の登録に関すること

都市・交通局 都市基盤部
都市総務課 建設業・不動産業室
建設業第二グループ
☎052-954-6503

建設リサイクル法の届出、分別解体に関すること

建築局
建築指導課 建築環境グループ
☎052-954-6570

産業廃棄物の適正処理の指導に関すること

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市
各市の産業廃棄物担当課
上記以外の市町村
所管の県民事務所等環境保全課又は廃棄物対策課

※受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）